令和５年度版

尾花沢市

福祉・保健サービス

高齢者・介護・障がい者(児)・幼児・児童・家庭の福祉サービス、その他のサービスをご紹介しております。

サービスの内容についてくわしく知りたい方やサービスを申込みたい方は、市の担当係または、尾花沢市社会福祉協議会、尾花沢市地域包括支援センターまでお気軽にお問合せください。

注：㊖は申請時に必要な持ち物です。

目　次

高齢者のためのサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２～３

緊急通報サービス、除雪サービス、高齢者おもいやりタクシー券、リフト付タクシー券、食の自立支援サービス、介護用品支給サービス、一般介護予防事業、高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種、はつらつ 70 健康教室、介護保険被保険者証

介護サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４～１０

利用手続、介護サービス一覧、要介護状態と利用限度額、高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度、社会福祉法人による利用者負担軽減制度、特定入所者介護サービス費

障がい者のためのサービス・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１～１７

身体障害者手帳交付、自立支援医療【更生医療、育成医療】、補装具の給付・修理、人工透析患者通院交通費助成、在宅酸素療法者支援事業、身体障害者自動車改造費助成、障害者社会参加移動促進事業、コミュニケーション支援事業、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス、地域活動支援センター、放課後等デイサービス、除雪サービス、緊急通報サービス、療育手帳交付、介護用品支給サービス、精神障害者保健福祉手帳交付、自立支援医療【精神通院医療】、介護用自動車改造費助成、有料道路の通行料割引、自動車操作訓練事業、日常生活用具給付事業、住宅改修費給付事業、NHK 放送受信料免除、特別児童扶養手当、特別障害者(20 歳以上)・障害児(20 歳未満)福祉手当、障がい児通園事業【なかよし組】、重度心身障がい(児)者医療費助成、自動車税及び自動車取得税の免除

幼児・児童・家庭のためのサービス・・・・・・・・・・・Ｐ１８～２４

子育て支援医療費助成、子どもインフルエンザ予防接種に関する費用助成、ひとり親家庭等医療費助成、母子生活支援施設への入所相談、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者(20 歳以上)・障害児(20 歳未満)福祉手当、ひとり親・寡婦相談、保育所への入所、家庭児童相談室、一時預かり保育、病児病後児保育施設、特定保育、障がい児通園事業【なかよし組】、放課後児童クラブへの入所、重度心身障がい(児)者医療費助成、子育て応援パスポート、ひとり親学習支援事業、未熟児養育医療給付事業、出産・子育て応援ギフト事業、妊婦健康診査費助成事業、新生児聴覚検査費助成事業、風しん予防接種促進事業、風しんの追加的対策事業、医療用ウイッグ購入助成事業、子育てタクシー、地域子育て等拠点施設、子育て世代包括支援センター

尾花沢市社会福祉協議会・尾花沢市地域包括支援センターのサービス・・Ｐ２５～２７

尾花沢市社会福祉協議会の概要、尾花沢市地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、尾花沢市ふれあい福祉相談所、たすけあい資金貸付事業、生活福祉資金貸付事業、尾花沢市福祉ネットワーク（福祉隣組）事業、介護保険サービス事業、障がい福祉サービス、ささえあいホームヘルプサービス事業、移送サービス車運行事業、児童遊び場整備事業、高齢者等スポーツ用具購入助成事業、ふれあい・いきいきサロン「なかよしお茶のみ会」推進事業、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)、児童生徒ボランティア活動助長事業、尾花沢市除雪ボランティアセンター活動事業、尾花沢市生活自立支援センター

高齢者のためのサービス

■緊急通報サービス・・・〔窓口〕社会福祉係

・対象者　　一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯
・内　容　　日常生活の緊急事態に備えて、火災報知器と押しボタン式の通報装置を設置
※地区の民生委員へ申請願います。

■除雪サービス・・・〔窓口〕社会福祉係

・対象者　　市民税非課税世帯又は均等割のみの世帯、自力での除雪が困難で近親者から援助が得られない世帯のうち次に該当する世帯
〇65 歳以上のみの者で構成される世帯
〇重度心身障がい者を世帯員に含む世帯
〇重度心身障がい者のみの世帯
・内　容　　該当する世帯へ除雪券を交付
※地区の民生委員へ申請願います。

■高齢者おもいやりタクシー券・・・〔窓口〕社会福祉係

・対象者　　満 65 歳以上で普通自動車免許をお持ちでない方
・内　容　　タクシー利用につき１枚５００円の利用券を助成する。
（地区により年１２枚・２４枚・３６枚・４８枚を交付）
※「お買い物タクシー」「おばくる」にも利用できます。
㊖：健康保険証又は介護保険被保険者証等

■リフト付タクシー券・・・〔窓口〕社会福祉係

・対象者　　要介護４～５で車イスまたはストレッチャー以外での移動が困難な方
・内　容　　リフト付タクシー利用１回につき利用料金の７０％を助成する利用券を交付（年２４枚）
㊖：介護保険被保険者証

■食の自立支援サービス・・・〔窓口〕介護福祉係

・対象者　　65 歳以上の一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯で食事の調理が困難な世帯
・内　容　　定期的な食事の提供と安否の確認（月・木の夕食配達、自己負担３５０円）
※地区の民生委員へ申請願います。

■介護用品支給サービス・・・〔窓口〕介護福祉係

・対象者　　65 歳以上の常時おむつ等が必要な方で要介護２以上の認定を受けている市県民税が非課税の方
・内　容　〇要介護２→　生計中心者の**市県民税が非課税又は均等割のみ**の場合に介護用品券を交付
〇要介護３.４.５→　生計中心者の**市県民税が５万円以下**の場合に介護用品券を交付
（介護認定を受けていない場合は、別途調査を実施のうえ判定）
㊖：介護保険被保険者証

■一般介護予防事業・・・〔窓口〕介護福祉係

・対象者　　65 歳以上の高齢者
・内　容　　「筋力向上」「口腔機能の向上」「認知症予防」など介護予防の普及を行います。

■介護予防・日常生活支援総合事業・・・〔窓口〕介護福祉係

・対象者　　要支援１、２　基本チェックリスト該当者(事業対象者)等

・内　容　　介護予防・日常生活支援を目的とした適切なサービスが受けられます。

■介護保険被保険者証・・・〔窓口〕介護福祉係

・対象者　　65 歳以上の方（40 歳以上 65 歳未満の人で、要支援、要介護認定を受けた方）

・内　容　　65 歳以上の方全員に介護保険被保険者証（オレンジ色）を交付。
（必要な時に使用できるよう、大切に保管しておいてください。）

■高齢者インフルエンザ予防接種・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　　65 歳以上の方、60 歳以上 65 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の身体障がい者手帳 1 級相当の方

・内　容　　年１回　１，９００円助成

■高齢者肺炎球菌予防接種・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　　過去に予防接種を受けていない方のうち、下記に該当する方
・令和 5 年度に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳又は 100 歳になる方
・60 歳以上 65 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の身体障がい者手帳 1 級相当の方　・

内　容　　１回　接種費用のうち４，１５０円を助成

■ささえあいホームヘルプサービス事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　介護保険サービス事業や障がい福祉サービスが利用できない方

・内　容　　介護保険サービス事業や障がい福祉サービスを何らかの理由で利用出来ない方で在宅生活に困難を生じている場合、ホームヘルパーを派遣して身体介護や家事援助などのホームヘルプサービスを提供

【利用料金】
・８時～１８時：３０分当たり９００円
・７時～８時及び１８時～２１時：３０分当たり１，１２５円

【交通費負担】
・1 回の利用につき２００円

■高齢者等スポーツ用具購入助成事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　集落の老人クラブ又は自治会

・内　容　　集落内の健康交流活動を活性化し健康で明るいまちづくりを推進するため、軽スポーツ用具の購入に対して助成。

【補助率】購入経費の２分の１（限度額１５，０００円）

㊖：老人クラブ会長又は区長の印鑑

■福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などで日常生活が不安な方

・内　容　　日常的な金銭管理や大切な書類の管理、福祉サービスの利用援助など

【利用料金】１回１，５００円（1 時間程度、交通費も含みます。）
（専門員による相談･支援計画作成の後､利用契約を結び､生活支援員が援助いたします。）

㊖：印鑑

介護サービス

介護サービスを利用するには、要介護認定か基本チェックリストの判定を受ける必要があります。

■利用手続き

①申　　請

⇩

介護保険被保険者証（オレンジ色）、健康保険証、マイナンバーが確認できるものを持参し、介護福祉係で申請してください。

②認定調査
(※基本チェックリスト)

⇩

認定調査員が訪問（ご自宅や病院・施設等へ）し、状態をお聞きします。その際、ご家族に同席をお願いします。
※総合事業のサービスを利用される場合、基本チェックリストに回答し、⑤に進みます。

③主治医意見書

⇩

福祉課から主治医に対して意見書の作成を依頼します。最近受診していない場合は意見書が書けませんので、受診していただく必要があります。かかりつけの主治医がいない場合は、介護福祉係にご相談ください。

④介護認定審査会

⇩

認定調査結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が介護を必要とする度合い（状態の区分）を審査します。

⑤要介護・要支援認　定

⇩

判定結果を通知します。（区分については下記参照）

◎要介護1～5･･･介護サービスを利用できます。
◎要支援1、2 ･･･介護予防サービス･総合事業を利用できます。
◎事業対象者 ･･･総合事業を利用できます。
（基本チェックリスト該当者）
◎非該当 ･･････一般介護予防事業などを利用できます。

⑥介護サービス計画の作成

⇩

担当のケアマネジャーを決めるために、居宅介護支援事業所等と契約をします。自分に適した介護（介護予防）サービスを相談し、計画をつくります。

⑦サービスの利用

⇩

サービスを提供する事業所と契約を行い、サービスを利用することができます。

⑧更　　新

認定の有効期限は３ヶ月から４８ヶ月の間で審査によって定めます。
※事業対象者は、更新の手続きの必要はありません。

■介護サービス一覧

自宅で生活を続けるためのサービス【居宅サービス】には、自宅に訪問してもらう「訪問系のサービス」や、施設などに日帰りで通う、あるいは短期間宿泊するなどの「通所系のサービス」があります。

また、施設に入所して生活する【施設サービス】や、高齢者が住みなれた地域で生活するために支援していく【地域密着型サービス】があります。

その他のサービスもありますので、各サービスの内容と尾花沢市内の事業所を紹介します。

サービスを利用する場合は、必ずケアマネジャーに相談してください。

《自宅に訪問するサービス》

サービスの名称	要支援の方 サービスの名称に「介護予防」がつきます	市内のサービス提供事業所	要介護の方	市内のサービス提供事業所
★訪問介護	本人が自力で困難な行為について、家族の支援などが受けられない場合、ホームヘルパーが支援	●尾花沢市社会福祉協議会訪問介護事業所	ホームヘルパーが訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・洗濯などの生活援助などを提供	●尾花沢市社会福祉協議会訪問介護事業所
（介護予防）訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士等が訪問してリハビリテーションを行う。	●介護老人保健施設ハイマート福原	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士等が訪問してリハビリテーションを行う。	●介護老人保健施設ハイマート福原
（介護予防）居宅療養管理指導	医師・歯科医師等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を実施（月２回まで）	●市内医療機関にご確認ください。	医師・歯科医師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を実施（月２回まで）	●市内医療機関にご確認ください。
（介護予防）訪問看護	疾患等で外出が困難な場合、看護師等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を実施	●ケアマネジャーにご相談ください。	疾患等で外出が困難な場合、看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を実施	●ケアマネジャーにご相談ください。

★印のついたサービスは総合事業（現行相当サービス）となり、**事業対象者**も利用できます。

《施設等を利用するサービス》

サービスの名称	要支援の方 サービスの名称に「介護予防」がつきます	市内のサービス提供事業所	要介護の方	市内のサービス提供事業所
★通所介護（デイサービス）	通所介護施設で、日常生活上の支援などの共通サービスと、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上など）を日帰りで提供	●尾花沢市社会福祉協議会通所介護事業所（和光園） ●老人デイサービスセンター長寿園 ●通所介護事業所まごころの家 ●デイサービスセンターよつば荘	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで提供	●尾花沢市社会福祉協議会通所介護事業所（和光園） ●老人デイサービスセンター長寿園 ●通所介護事業所まごころの家 ●デイサービスセンターよつば荘
（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関などで、共通的サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上など）を提供	●介護老人保健施設ハイマート福原 ●尾花沢病院デイケアセンターぽかぽか	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためリハビリテーションを日帰りで行う。	●介護老人保健施設ハイマート福原 ●尾花沢病院デイケアセンターぽかぽか
（介護予防）短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）	福祉施設や医療施設に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを提供	●短期入所生活介護事業所長寿園 ●特別養護老人ホームおばなざわ ●特別養護老人ホームよつば荘 ●介護老人保健施設ハイマート福原	福祉施設や医療施設に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを提供	●短期入所生活介護事業所長寿園 ●特別養護老人ホームおばなざわ ●特別養護老人ホームよつば荘 ●介護老人保健施設ハイマート福原
（介護予防）特定施設入居者生活介護	施設に入って利用する居宅サービスで、有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供	●施設にお問い合わせください。	施設に入って利用する居宅サービスで、有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供	●施設にお問い合わせください。

★印のついたサービスは総合事業（現行相当サービス）となり、**事業対象者**も利用できます。

《地域密着型サービス》

サービスの名称	要支援の方 サービスの名称に「介護予防」がつきます	市内のサービス提供事業所	要介護の方	市内のサービス提供事業所
（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	軽度の認知症が心配される方を対象に、スタッフによるケアを受けながらの共同生活を提供 ※要支援１の方は利用できません。	●ハイマート福原グループホーム	認知症の方を対象に、スタッフによるケアを受けながらの共同生活を提供	●ハイマート福原グループホーム

《施設サービス》

サービスの名称	要支援の方 サービスの名称に「介護予防」がつきます	要介護の方	市内のサービス提供事業所
介護老人福祉施設	利用できません。	常時介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、日常生活上の支援や介護を提供 ※要介護３以上の方が利用できます。	●特別養護老人ホーム長寿園 ●特別養護老人ホーム おばなざわ ●特別養護老人ホーム よつば荘
介護老人保健施設	利用できません。	病状が安定している方に対し、在宅復帰ができるように、医学的管理の下で、看護、介護、リハビリを提供	●介護老人保健施設 ハイマート福原

《その他のサービス》

サービスの名称		要支援１・２ 要介護１の方	要介護２～５の方	備　考
福祉用具の貸与	レンタル料金の１割～３割の負担で福祉用具が利用できます。	手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、その他関連付属品等	左記の他に、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具を除く）、その他関連付属品等	対象品目は、要介護度で制限があります。 ※要支援１、２、要介護１の人でも、条件を満たせば他の用品を利用できる場合があります。
福祉用具の購入	１年間につき 10 万円を限度として、その９割～７割を支給	次の福祉用具の購入に対し、９割～７割を支給します。 ［対象となる用具］ ①腰掛け便座②自動排泄処理装置の交換可能部③排泄予測支援機器④入浴補助用具⑤簡易浴槽⑥移動用リフトつり具の部分		指定された事業者から購入した場合のみ対象

住宅改修費の支給	20 万円を上限とし、その９割～７割を支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に対象となります。 **[対象となる住宅改修]** ①廊下・階段・浴室などへの手すりの取り付け②段差解消のためのスロープ設置等③滑り防止・移動円滑化のための床材変更等④引き戸などへの扉の取替え⑤洋式便器への取替え⑥これらの改修に伴う必要な工事	事前に申請が必要 （事前に申請がない場合は、対象になりません。）

■要介護状態と利用限度額・・・〔窓口〕介護福祉係

介護保険サービスを利用した費用の９割～７割は介護保険制度の中で支払われます。自己負担額はサービス費用の１割～３割です。しかし、要介護の度合いによって、サービスの利用限度額が定められています。（表を参照してください。）その額を超えた場合は、全額自己負担となります。

サービス費の額は、サービスの種類や要介護度、サービス事業所の状況（加算サービスの提供や施設の種類など）によって違います。また、食費や居住費（滞在費）などは、全額自己負担になります。（所得により減額の制度もあります。）

《介護予防サービス･在宅サービスの利用限度額》

要介護度	心身の状態の例	1ヶ月の上限額
事業対象者	基本チェックリストによる判定で生活機能の低下がみられた方	**50,320 円**
要支援1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要	**50,320 円**
要支援2	要支援１の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要	**105,310 円**
要介護1	基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要	**167,650 円**
要介護2	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要	**197,050 円**
要介護3	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要	**270,480 円**
要介護4	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要	**309,380 円**
要介護5	日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要	**362,170 円**

■高額介護サービス費・・・〔窓口〕介護福祉係

同じ月に利用した介護保険サービスの１割～３割の利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が基準額を超えた場合、後から払い戻されます。

ただし、ここでの利用者負担額には、福祉用具購入費、住宅改修費の１割～３割の利用者負担や施設での食費、居住費（滞在費）、日常生活費など、その他の利用料は含まれません。該当者には申請書が郵送されます。

㊖：市役所からの該当のお知らせ、申請書、振込口座の通帳

■高額介護合算制度・・・〔窓口〕国保医療係

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担額を適用後に、両方の年間の自己負担額を合算して一定の額を超えた場合は、超えた額を「高額介護合算療養費」として支給されます。該当者には通知書が郵送されます。

㊖：該当の通知書、振込口座の通帳

■社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度・・・〔窓口〕介護福祉係

社会福祉法人等が運営する施設で介護サービスを利用する場合に、下記の所得等の要件に該当する方は、利用者負担額が軽減されます。

（ただし、介護保険料の未納による保険給付等の制限を受けていない方）

㊖：世帯全員の預貯金の通帳等

【軽減の対象となるサービス】

通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、特別養護老人ホーム入所に係る利用者負担額、食費、居住費（滞在費）

【軽減の対象となる方】

次の要件すべてを満たす方でその収入や世帯状況、利用者負担等を勘案し、生計が困難であると市が認めた方

（１）世帯全員が市民税非課税であること

（２）年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること

（３）預貯金等の額が単身世帯で３５０万円、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること

（４）日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

（５）負担能力のある親族等に扶養されていないこと

（６）介護保険料を滞納していないこと

【軽減の割合】

１割の利用者負担額の　①２５／１００（自己負担７５／１００）

②老齢年金受給者は５０／１００（自己負担５０／１００）

■特定入所者介護サービス費（負担限度額認定証）・・・〔窓口〕介護福祉係

市民税非課税世帯の対象者が、介護施設に入所したときやショートステイを利用したとき、食費・居住費（滞在費）の利用者負担は、所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図られます。

※基準費用額（日額）及び負担限度額については福祉課介護福祉係までお問い合わせください。

㊖：本人及び配偶者の預貯金の通帳等

■移送サービス車運行事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　寝たきりの方又は常時車イスの方（要介護４・５又は身体障害者１・２級）

・内　容　　家庭から施設や病院へ入るとき施設や病院から家庭へ戻るとき、通常の自動車の乗降が困難な寝たきりの方又は車イスの方を移送サービス車で移送

【利用料金】

１ｋｍ当たり１４０円（初乗り５キロメートルまで７００円）

【利用条件】

介添人を必要とし、病院や施設利用の移動の際発着地のいずれかが市内であること。

※例えば、東根から山形へ転院する場合には利用できません。

㊖：利用登録（印鑑、障害者手帳または介護保険証）した上で、利用する場合は事前予約が必要になります。ご利用の３日前までお申し込みください。

■福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・内　容　　日常的な金銭管理や大切な書類の管理、福祉サービスの利用援助など

【利用料金】１回　１，５００円（１時間程度、交通費も含みます。）

Ｐ.３をご覧ください。

障がい者のためのサービス

■身体障害者手帳交付・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由・内臓機能障害を有する方

㊖：指定医の診断書、顔写真

■自立支援医療【更生医療・育成医療】・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　身体障害者手帳の交付を受けている方(更生医療に限る)

・内　容　　障がいが軽減することが見込まれる者、または機能の維持をはかり日常生活を容易にすることを目的に行う医療です。

〔自己負担は１割（所得に応じて月額上限あり)〕

㊖：指定自立支援医療機関の意見書、健康保険証、身体障害者手帳（更生医療に限る）

■補装具の給付・修理・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　身体障害者手帳の交付を受けている方

・内　容　　視覚障害者安全杖・補聴器・義手・義足・車イス等用具の給付及び修理

〔自己負担は基準額の１割（所得に応じた負担額の軽減あり)〕

㊖：指定医の意見書、見積書、身体障害者手帳

■人工透析患者通院交通費助成・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　人工透析療法を受けるため、医療機関に交通機関（自家用自動車及び福祉有償運送を含む）を利用し通院している方の住民税が非課税か均等割のみの方

・内　容　　通院に要する経費を助成

〔限度額５，０００円/月、通院距離が往復３０ｋｍ以上〕

㊖：身体障害者手帳、通院回数が確認できる証明書、振込口座の通帳

■在宅酸素療法者支援事業・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　呼吸器機能障害の身体障害者手帳所持者（１、２級除く）

・内　容　　医師の処方により在宅で酸素療法を行う呼吸器機能障がい者

〔月額１，６００円助成〕

㊖：身体障害者手帳、振込口座の通帳

■身体障害者自動車改造費助成・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　身体障害者手帳所持者で自ら運転する方

・内　容　　自ら所有又は取得する自動車改造に要する助成対象経費として市長が認めた額（１００，０００円を限度）

㊖：運転免許証、身体障害者手帳、自動車改造の見積書、自動車車検証

■障害者社会参加移動促進事業・・・〔窓口〕生活福祉係

●福祉タクシー券

・対象者　○身体障害者手帳１～４級所持者
　○療育手帳Ａ・Ｂ所持者
　○精神障害者保健福祉手帳１～３級所持者

・内　容　タクシー利用につき１枚５００円の利用券を交付（年４８枚）
　※「お買い物タクシー」「おばくる」にも利用できます。

㊐：各種手帳

●給 油 券

・対象者　福祉タクシー券の対象者で、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方

・内　容　障がい者が利用する自家用車等（自動車税等の減免を受けている車両）の給油を１枚につき５００円の利用券を交付（年１２枚）
　※給油１回につき１枚利用

㊐：各種手帳、自動車税等の減免を受けていることを証する書類

●リフト付タクシー券

・対象者　下肢、体幹及び移動機能のいずれかの障がいにより身体障害者手帳１・２級所持者

・内　容　リフト付タクシー利用１回につき利用料金の７０％を助成する利用券を交付（年２４枚）

㊐：身体障害者手帳

注）●福祉タクシー券、●給油券、●リフト付タクシー券のいずれか１つのみの利用となります。

■コミュニケーション支援事業・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　聴覚・音声・言語機能障害で身体障害者手帳所持者

・内　容　医療機関の受診・検査、官公庁・学校等の公的機関における手続・相談、社会生活上必要不可欠な手続の場合、手話通訳者等の派遣を行います。
　〔利用者負担は無料〕

㊐：身体障害者手帳

■ショートステイサービス・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　身体障がい者、知的障がい者

・内　容　介護する家族が留守にする時など、障がい者(児)を短期間施設に入所させて介護が受けられるサービス
　〔利用料は本人及び扶養義務者の市民税額に応じ決まります。〕

㊐：各種手帳、状況調書、同意書

※申請後に調査、審査会で認定を行うため、サービス利用まで期間を要します。

■ホームヘルプサービス・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

・内　容　　身体介護や家事の日常生活訪問サービスが受けられます。
〔利用料は本人及び扶養義務者の市民税額に応じ決まります。〕

㊖：各種手帳、状況調書、同意書

※申請後に調査、審査会で認定を行うため、サービス利用まで期間を要します。

■地域活動支援センター・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　精神障がい者、身体障がい者、知的障がい者

・内　容　　自立した生活が送れるよう、通所で創作・生産活動を行う。
●ういんず（精神）・・・電話相談も可
●はながさ（知的・身体・精神）

㊖：各種手帳

■放課後等デイサービス・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　学校通学中の障がい児

・内　容　　放課後や夏休み等の長期休暇中に、障がい児の自立を促進させるとともに、放課後等の居場所づくりの推進

㊖：各種手帳、同意書

■緊急通報サービス・・・〔窓口〕社会福祉係

・内　容　　日常生活の緊急事態に備えて、火災報知器と押しボタン式の通報装置を設置

Ｐ.２をご覧ください。

■除雪サービス・・・〔窓口〕社会福祉係

・内　容　　自力での除雪が困難で近親者から援助が得られない方
市民税非課税世帯又は均等割のみの世帯に限る。

Ｐ.２をご覧ください。

■療育手帳交付・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　知的障がいがある方（児）

・内　容　知的障害者更生相談所又は中央児童相談所において判定を行い療育手帳を交付します。
交通機関の割引等や、障がい者就労への援助（各種の支援を受けやすくします。）

㊖：母子手帳など出生時の状況が分かるもの

■介護用品支給サービス・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　重度身体障がい者（児）

・内　容　　生計中心者の市県民税が５万円以下の世帯に介護用品券を交付

㊖：同意書、身体障害者手帳

■精神障害者保健福祉手帳交付・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　山形県精神保健福祉センターにおいて精神障がい者として判定された方

・内　容　　各種の援助支援を受けやすくします。

㊖：診断書又は障害者年金証書、顔写真（必要に応じて）

■自立支援医療【精神通院医療】・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　診断書に基づき対象者と認められた方

・内　容　　精神障がいの医療を通院して受ける場合、医療費を助成します。
〔自己負担１割、所得に応じて月額上限あり〕

㊖：精神保健指定医の診断書、健康保険証

■重度身体障害者介護用自動車改造費助成・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　下肢・移動機能障害１・２級・体幹機能障害１～３級までの身体障害者手帳所持者又は市長が車椅子等を使用しなければ外出が困難と認めた身体障がい者のいる世帯

・内　容　　重度身体障がい者の介護に伴い、身体障がい者本人又は生計を同一にする者が所有する自動車を改造する場合、もしくは車椅子の使用に配慮した自動車を購入する場合に助成。自動車の改造又は購入に要する経費の２分の１以内の額
〔２００，０００円を限度〕

㊖：運転免許証、見積書、車検証、身体障害者手帳

■有料道路の通行料割引・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　○身体障がい者が自ら運転する場合
○第１種の身体障がい者又は、知的障がい者を乗せて介護者が運転する場合

・内　容　　通行料が５割引きになります。福祉事務所で障害者手帳への証明を受けることが必要
ETC 利用についても手続後に適用されます。

㊖：各種手帳、運転免許証、車検証

■自動車操作訓練事業・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　身体障害者手帳所持者（１～４級）・療育手帳所持者

・内　容　　免許の取得に要した費用の３分の２以内〔１００，０００円を限度〕

㊖：印鑑、各種手帳、自動車教習所に支払った金額を証明するもの、自動車運転免許証

■日常生活用具給付事業・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　身体障害者手帳所持者で在宅の方
（※種目《用具》により障がい部位・障がい等級が決められている。）

・内　容　　特殊寝台・入浴補助用具・電気式たん吸引器・ストマ用品等給付
〔自己負担は基準額の１割（所得に応じた負担額の軽減あり）〕

㊖：印鑑、身体障害者手帳、見積書

■住宅改修費給付事業・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　市内に居住し、下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する身体障がい者であって障害程度等級３級以上の方

・内　容　　居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費
（１）手すりの取付け
（２）段差の解消
（３）滑り防止・移動円滑化等のための床・路面の材料変更
（４）引き戸等の扉の取替え
（５）洋式便器等への便器の取替え
（６）その他前各号に付帯して必要となる住宅改修
〔自己負担は当該給付に要する費用の１割（所得に応じて月額上限あり）〕
〔２００，０００円を限度〕

㊖：印鑑、身体障害者手帳、見積書、着工前の写真

■NHK 放送受信料免除・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

・内　容　　●全額免除
障がいをお持ちの方（等級は問わない）が世帯構成員であり、
<u>世帯員全員が市民税非課税の場合は全額免除</u>
●半額免除
以下の<u>障がいをお持ちの方が世帯主の場合</u>、税額にかかわらず<u>半額免除</u>
①視覚・聴覚障がい者（等級は問わない）
②①以外の身体障がい者１・２級
③知的障がい者（療育手帳 A）
④精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳１級）

㊖：各種手帳、印鑑

■訪問入浴サービス・・・〔窓口〕生活福祉係

・対象者　　重度身体障がい者（1 級程度）

・内　容　　移動入浴車にて居宅で入浴サービスが受けられる。

㊖：状況調書、診断書

■特別児童扶養手当・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　　精神または身体に障がいがある２０歳未満の児童を扶養している方
　　〔所得制限あり〕

・内　容　　１級　月額５３，７００円　　２級　月額３５，７６０円　（Ｒ５．４月）

㊖：戸籍謄本、印鑑、住民票、所得証明書、診断書、身体障害者手帳、療育手帳、扶養している方の通帳、世帯全員の個人番号のわかるもの

■特別障害者（20 歳以上）・障害児（20 歳未満）福祉手当・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　　重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方
　　〔所得制限あり〕

・内　容　　特別障害者手当（20 歳以上）　月額２７，９８０円（Ｒ５．４月）
　　障害児福祉手当（20 歳未満）　月額１５，２２０円（　〃　）

㊖：戸籍謄本、印鑑、住民票、診断書、年金証書等、障がい者本人の通帳、世帯全員の個人番号がわかるもの

■障がい児通園事業【なかよし組】・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　　重度の障がいをかかえている乳幼児

・内　容　　**【実施保育所】**おもだか保育園
　　【保育時間】　毎週水曜日　９：００～１１：００
　　【料金】　無料

■重度心身障がい（児）者医療費助成・・・〔窓口〕国保医療係

・対象者　　○身体障害者手帳１級または２級
　　○療育手帳Ａ
　　○精神障害者保健福祉手帳１級
　　○公的年金各法の障害等級１級の受給権のある方
　　○特別児童扶養手当１級の受給資格のある方

・所得制限　対象者本人の市民税所得割２３万５千円未満
　　※市民税・所得税判定には、旧税法の扶養控除額を用いて計算する。

・内　容　　**◇本人が所得税課税及び扶養者に所得税が課税されているとき**
　　医療機関等での自己負担額（保険診療分）のうち１割は自己負担
　　医療機関ごとに入院外１４，０００円/月、入院５７，６００円/月を上限とし、入院時の食事代等は自己負担
　　◇本人が所得税非課税及び扶養者に所得税が課税されていないとき
　　医療機関等での自己負担額（保険診療分）は無料、入院時の食事代等は自己負担

・有効期限　申請した月の１日～６月末日

㊖：健康保険証、印鑑、対象となる障がいの程度を示す手帳・年金証書等

■自動車税及び自動車取得税の免除

・対象者　○身体障害者手帳所持者（障がい程度《等級》により該当しない場合があります。）
○療育手帳Ａ所持者
○精神障害者保健福祉手帳１級所持者
※ただし、１人につき１台　事業用は除外

・内　容　身体等に障がいのある方が所有する自動車等で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税及び自動車取得税が減免されます。
◇　普通自動車の方は、村山総合支庁北村山税務室（村山市）に申請
◇　自動車の登録時は、村山総合支庁課税課分室（漆山）に申請
◇　軽自動車の方は、市の市民税務課に申請

㊖：印鑑、車検証、各種手帳、運転免許証、自動車納税通知書、使用目的を証する書類、住民票謄本（本人・家族・介護者運転の違いにより準備する書類が異なります。）

■移送サービス車運行事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・内　容　家庭から施設や病院へ入るとき施設や病院から家庭へ戻るとき、通常の自動車の乗降が困難な寝たきりの方又は車イスの方を移送サービス車で移送

Ｐ.１０をご覧ください。

■福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・内　容　日常的な金銭管理や大切な書類の管理、福祉サービスの利用援助など
【利用料金】１回　１，５００円（１時間程度、交通費も含みます。）

Ｐ.３をご覧ください。

幼児・児童・家庭のためのサービス

■子育て支援医療費助成・・・〔窓口〕国保医療係

・対象者　　０歳～高校３年生まで
（１８歳に達する日以降の最初の３月末日まで。就学されていない方を含む。）

・内　容　　医療機関等での自己負担額（保険診療分）は無料、予防接種や入院時の食事代等は自己負担

●０歳～小学３年生、高校１年生～高校３年生
外来・入院ともに無料の医療証発行

●小学４年生～中学３年生
外来無料の医療証発行、入院時には別途医療証の発行手続きあり

㊐：健康保険証、／医療証を使用せず受診した場合は領収書、扶養者名義の通帳等を持参し手続きにより助成

■子どもインフルエンザ予防接種に関する費用助成・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　　１歳～中学３年生まで

・内　容　　北村山地区管内で、子どもインフルエンザ委託医療機関において、インフルエンザ予防接種を受けた場合、１，９００円を助成する。
市外で接種を受ける場合は、接種券の交付を受ける必要があります。

●１歳～１２歳まで　　２回接種　２回とも１，９００円の助成あり
●１３歳以上　　１回接種

・実施期間　１０月１日～１月３１日まで

■造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　　造血幹細胞移植後に定期予防接種の再接種が必要と医師が認めた 20 歳未満の方

・内　容　　再接種費用を助成する（申請年度の尾花沢市定期予防接種費用単価を上限とする）
※申請前に事前相談をしてください。

■ひとり親家庭等医療費助成・・・〔窓口〕国保医療係

・対象者　　○配偶者のない女性又は男性で１８歳以下の児童を扶養している方とその児童
○両親のいない１８歳以下の児童
○父親又は母親が身体または精神の重度の障害を有する場合、その児童（１８歳以下）
※親が就労等により児童を扶養していることが要件。ただし、就労に向けた活動を行っている場合や、傷病又は家族の介護のため就労が困難な場合も対象とする。

・所得制限　児童の扶養者の所得税が非課税であること。
※所得税判定には、旧税法の扶養控除額を用いて計算する。

・内　容　　医療機関等での自己負担額（保険診療分）は無料、予防接種や入院時の食事代等は自己負担

㊐：健康保険証（対象となる方全員のもの）、ひとり親となったことを証明する書類所得・控除・扶養人数のわかるもの

■母子生活支援施設への入所相談・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　　児童の福祉に欠ける母子家庭

・内　容　　２０歳未満の児童をもつ配偶者のいない女子及びその児童の母子療入所等に関する相談

㊖：印鑑、戸籍謄本、身元引受人

■児童手当・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　　中学校卒業まで
（１５歳の誕生日後の最初の３月３１日まで）の児童を扶養している方〔所得制限あり〕

・内　容　　児童手当の額（1 人当たり月額）
０～３歳未満：１５，０００円
３歳～小学校終了前：第１・２子　１０，０００円　第３子以降　１５，０００円
中学生：１０，０００円（一律）
特例給付：５，０００円（所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方）

㊖：印鑑、請求者名義の通帳等、健康保険証、個人番号の分かるもの

■児童扶養手当・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　　児童（１８歳到達後最初の年度まで、障害児は２０歳未満）を養育している、ひとり親等（離婚、未婚、父又は母の重度障害など）
〔所得制限あり〕

・内　容　　１人目額上限・・・４４，１４０円（所得に応じ減額　Ｒ５．４月現在）
２人目加算上限・・・１０，４２０円（　　〃　　）
３人目以上加算　１人につき上限・・・６，２５０円（　　〃　　）

㊖：印鑑、戸籍謄本、個人番号のわかるもの、年金証書等、申請者の通帳、その他

■特別児童扶養手当・・・〔窓口〕子育て支援係

Ｐ.１６をご覧ください。

■特別障害者（20 歳以上）・障害児（20 歳未満）福祉手当・・・〔窓口〕子育て支援係

Ｐ.１６をご覧ください。

■ひとり親・寡婦相談サービス・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　　ひとり親：児童（２０歳未満）を扶養しているひとり親等
寡婦：かつての母子家庭の母

・内　容　　●ひとり親の福祉に関する相談
●寡婦福祉に関する相談
●母子家庭の自立支援（就職相談）

■重度心身障がい（児）者医療費助成・・・〔窓口〕国保医療係

Ｐ.１６をご覧ください。

■保育所等への入所・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　　家庭保育に欠ける乳幼児（市内在住）

・内　容　　【実施保育施設】

おもだか・さくら・ときわ・玉野・よつば・ひまわり・尾花沢幼稚園の各保育施設

※おもだか保育園の入所については窓口までご相談ください。

【保育時間】８：３０～１６：３０

【延長保育】７：１５～１９：００、１９：１５

【料金】尾花沢市保育料基準額表による

㊖：就労証明書等

■家庭児童相談室サービス・・・〔窓口〕生活福祉係・子育て支援係

・対象者　　児童のいる一般家庭

・内　容　　要保護児童の相談、調査指導を行い、保育所などへの施設入所措置並びに児童相談所への措置等

■一時預かり保育のサービス・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　　家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児（概ね２ヶ月から）〔市内・市外問わず〕

・内　容　　【実施保育施設】おもだか・よつば・ひまわり・尾花沢幼稚園の各保育施設

【保育時間】８：３０～１６：３０

【延長保育】７：１５～１９：００、１９：１５

【料金】①保育料　　３歳未満児２，２００円/日　　３歳以上児１，１００円/日

②延長保育料金　１８：１５迄５０円/日　　１８：１５以降１００円/日

【保育日数】概ね月１２日以内

■病児・病後児保育施設「なないろ」・・・〔窓口〕子育て支援係

病気中、もしくは病気の回復期であるため、集団保育が困難であり、かつ保護者が就労等の理由で家庭での保育ができない時にお子さんを預かります。

・対象者　　①市内に住所がある、生後６ヶ月～小学３年生までのお子さん

②保護者の勤務地が本市で、生後６ヶ月～小学３年生までのお子さん

※１日につき定員２名

・内　容　　【実施施設】病児・病後児保育施設「なないろ」（旧尾花沢幼稚園）

【実施時間】８：００～１８：００のうち、希望する時間

【料金】日額２，０００円（利用時間が５時間以内の場合は１，０００円）

※事前登録が必要ですので、各保育所等または、市役所までお越しください。

■特定保育のサービス・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　保護者の勤務形態・職業訓練・就学等により、断続的に家庭での保育が困難になった乳幼児（概ね２ヶ月から）〔市内・市外問わず〕

・内　容　**【実施保育所】**さくら・ときわ・玉野の各保育園

【保育時間】８：３０～１６：３０

【延長保育】７：１５～１９：００、１９：１５

【料金】①保育料　３歳未満児２，２００円/日　３歳以上児１，１００円/日

②延長保育料金　１８：１５迄 50 円/日　１８：１５以降１００円/日

【保育日数】　概ね月８日以上、かつ３ヶ月を超えない期間

■障がい児通園事業【なかよし組】・・・〔窓口〕子育て支援係

Ｐ.１６をご覧ください。

■放課後児童クラブへの入所・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　小学校児童（概ね１～４年生）の留守家庭で入所が必要な児童

・内　容　◇尾花沢放課後児童クラブ（尾花沢小学校内、旧尾花沢幼稚園内）

◇宮沢放課後児童クラブ（宮沢小学校内）

◇福原放課後児童クラブ（福原小学校内）

◇常盤放課後児童クラブ（常盤小学校内）

◇玉野放課後児童クラブ（玉野地区公民館内）

【開所時間】授業終了後～１８：３０　土曜日等８：００～１８：３０

【利用料】６，０００～８，０００円/月（利用区分に応じ金額が異なる）

㊖：就労証明書

■子育て応援パスポート・・・〔窓口〕子育て支援係

電子パスポート

・対象者　妊婦又は１８歳未満の子どものいる家庭

・内　容　協賛している企業や店舗（協賛店）でパスポートを提示すると、さまざまなサービスを受けることができます。

■ひとり親学習支援事業・・・〔窓口〕子育て支援係

・対象者　ひとり親家庭等の児童・生徒

・内　容　学校で利用している教科書やワーク等を各自持参していただき、学習ボランティア等に指導いただきます。

【実施日】不定期開催

【場所】尾花沢市中心商店街活性化センター、尾花沢市共同福祉施設など

■子育てタクシー・・・〔窓口〕子育て支援係（市内タクシー会社）

◇子どもだけで安心して乗車できます。

保育園や学校、塾などに迎えに行けないとき、保護者の代わりに送迎、緊急時の夜間救急病院への送迎、荷物の多い乳幼児を連れた外出のサポートなどを行います。

◇チャイルドシートやジュニアシートも準備しているので、安心です。

◇ご利用できるタクシー会社が決まっておりますので事前に山形県のホームページにて、登録会社、ご利用までの流れ等をご確認ください。

■地域子育て支援センター・・・〔窓口〕子育て支援係

就学前の小さなお子さんとそのご家族の方を対象に、子育て・育児に関する相談や情報交換の場

〔プレイルーム〕

自由遊びが基本。保育士による体操や手遊びやおもちゃづくり、絵本の読み聞かせなどあり。

〔育児・保育相談〕

しつけ、発達・発育、子育てで困っていることなどの相談

〔特別相談・各種講座〕

育児相談、保育講座・相談、栄養講座・相談、保健相談、身体測定相談

【開設日時】月～金　　午前９時～１２時　　午後１時３０分～４時

【場所】おもだか保育園内

■認定こども園子育て支援センター・・・〔窓口〕子育て支援係

尾花沢幼稚園、よつばこども園における、子育て相談などの実施

【開設日時】各園へお問い合わせください。

■未熟児養育医療給付事業・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　低出生体重児（出生体重２，０００ｇ以下の未熟児で、医師が入院が必要と認めた子）

・内　容　医師が必要と認めた場合に、生まれてから退院するまでの医療費と食事療法費の一部を助成（世帯の所得に応じた自己負担あり）

■出産・子育て応援ギフト（給付金）（国の出産・子育て応援交付金事業）・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　尾花沢市に住所があり、令和４年４月１日以降に妊娠届出をした妊婦、または、令和４年４月１日以降に生まれたお子さんを養育している保護者

（妊娠中に日本国内に住所がなかった場合出産応援ギフトは対象外）

・内　容　**【相談支援】**『子育てガイド』により今後の見通しを一緒に立て、必要な手続きや利用できるサービスの確認、不安や心配事等の相談を行う

【経済的支援】妊娠届出時面談後に出産応援ギフト５０，０００円、出生後の乳児家庭訪問後に子育て応援ギフト５０，０００円を支給（非課税）

■妊婦健康診査費助成事業・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　尾花沢市に住所がある妊婦の方（母子手帳交付時に受診券を配布します）

・内　容　一般検査１４回、子宮がん検診他３種の検査、超音波検査４回分の検査費用を助成（上限あり）

■新生児聴覚検査費助成事業・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　令和２年４月１日以降に生まれ新生児聴覚検査を受けたお子さんの保護者

・内　容　ＡＡＢＲ、ＯＡＥ、それに準ずる検査の初回検査と初回検査で要精密検査となった場合に行われる確認検査に対し、検査の費用を全額助成（償還払い）

■風しん予防接種促進事業・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　①妊娠を希望しているＳ４７．４．２～Ｈ７．４．１生まれの女性
②①のうち、抗体価が不十分であると確認できた女性の夫及び同居家族
③妊娠している女性（抗体価が不十分と確認できたもの）の夫及び同居家族

・内　容　抗体検査について６，１００円を上限として助成する。抗体検査の結果予防接種が必要な場合、風しんワクチンは６，１００円、ＭＲ（麻しん風しん混合）ワクチンは１０，１００円を上限として助成する。

■風しんの追加的対策事業・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が低い世代であるＳ３７．４．２～Ｓ５４．４．１生まれの男性
※令和５年度は、Ｓ３７．４．２～Ｓ５４．４．１生まれの男性で、抗体検査未実施の方、又は抗体検査の結果が陰性で予防接種を受けていない方にクーポン券を発行

・内　容　①配布されたクーポン券を用いて、健診の際や医療機関にて抗体検査を行う。
②抗体検査の結果、抗体価が低い者に対して、MR（麻しん風しん混合）ワクチンの予防接種を行う。

■医療用ウイッグ・乳房補整具購入費助成事業・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　がんと判断され、がんに伴う治療により、就労や社会参加等のために、ウイッグや乳房補整具が必要となる方。

・内　容　Ｒ４．４．１以降に購入した医療用ウイッグに対し、２０，０００円を上限に助成
Ｒ４．４．１以降に購入した乳房補整具に対し、１０，０００円を上限に助成
※過去に助成を受けていない方に限る

■子育て世代包括支援センター・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　妊婦、産婦、乳幼児とその保護者及び家族

・内　容　母子保健コーディネーターによる妊娠、出産、育児の継続支援を行う。
〔産前支援〕母子健康手帳交付、妊娠健康相談、パパママ相談会（妊婦面談）
〔産後支援〕赤ちゃんルーム（新生児・産婦・母乳育児相談等）、各関係機関との連絡調整等

■骨髄移植ドナー助成事業・・・〔窓口〕健康指導係

・対象者　骨髄または末梢血幹細胞の提供を行った方

・内　容　骨髄等の提供に係る通院、入院、その他骨髄バンクまたは医療機関が必要と認めるものに対し、１４０，０００円を限度に助成

■ブックスタート事業・・〔窓口〕社会教育課　施設管理係

・対象者　市内に住所を有する満１歳に達するまでの乳児及びその保護者

・内　容　絵本の贈呈及び読み聞かせの実演

■結婚祝品支給事業・・〔窓口〕市民税務課　市民年金係

・対象者　　婚姻届出時に本市に住民登録している者で、引き続き本市に居住する者

・内　容　　結婚祝品

(1) 下記の中から組み合わせ自由で４０，０００円分選択

① はながさ商品券引換券

② 銀山温泉商品券

③ 花笠高原施設・徳良湖周辺施設共通利用券

(2) 下記の中から２つ選択

❶ レストラン徳良湖「御食事券」

❷【上の畑焼】メモリアルペアフリーカップ

❸【グラススタジオ旭】メモリアルペアグラス

❹【上の畑焼】メモリアル陶芸及び絵付け体験利用券

❺【グラススタジオ旭】メモリアルガラス作品製作体験利用券

(3) 婚姻届受理証明書（賞状タイプ）

■出産祝品支給事業・・〔窓口〕市民税務課　市民年金係

・対象者　　出生届時に本市に住所登録している出生児の父又は母で、出生児とともに引き続き本市に居住する者

・内　容　　出産祝品

(1) 現金１００，０００円

(2) 下記の中から１つ選択

① 記念写真撮影券

② メモリアル手型・足型作成券

③ ゆきごろうマーク及び名前刺繍入りタオルセット引換券

■重粒子線治療費助成事業・・〔窓口〕健康増進課　健康指導係

・対象者　以下の条件を全て満たす方

山形大学医学部東日本重粒子センターで治療を受けた方、尾花沢市に１年以上住所を有する方、尾花沢市の市民税に滞納がない方、世帯の課税総所得が 600 万円以下の方

・内　容　対象となる治療は、山形大学医学部東日本重粒子センターで受けた重粒子線治療のうち公的医療保険が適応とならない先進医療によるがん治療

助成金額は、照射費用から先進医療特約保険の給付を差し引いた上限 628,000 円を限度として助成

尾花沢市社会福祉協議会・尾花沢市地域包括支援センターのサービス

尾花沢市社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会（略して、社協（しゃきょう）といいます）とは？

社協は、全国の市町村に設置されており、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

尾花沢市社協は、昭和 32 年に設立、昭和 54 年に社会福祉法人となり、その後地域福祉事業、特にボランティア活動や住民参加による福祉のまちづくり事業、在宅福祉サービスを展開し現在に至ります。

■尾花沢市地域包括支援センター・・・〔窓口〕地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんのための総合相談窓口です。尾花沢市から社会福祉協議会が委託を受け設置しています。専門職のスタッフ（社会福祉士、看護師、主任介護支援専門員等）が連携して、高齢者やそのご家族を対象に、介護・福祉・健康医療の相談や支援、介護予防プランの作成などのご相談に応じます。お気軽にご来訪、ご連絡ください。（事前にご連絡をいただければ、土日、夜間でも対応可能です。）

■生活支援体制整備事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

尾花沢市より社会福祉協議会が受託し、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。いつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、ネットワークをつなぎながら、生活支援、介護予防の支え合いの地域づくりを進めていきます。

生活課題（困りごと）を把握し、サービスの開発や担い手発掘・育成・ネットワークづくり・ニーズと取り組みのマッチングを行います。

■認知症総合支援事業・・・〔窓口〕地域包括支援センター

尾花沢市より社会福祉協議会が受託し、認知症になっても住み慣れた「おばなざわ」で暮らしたい、そんな思いを実現するために、おれんじカフェの開催や、認知症サポーター養成講座をはじめとし、それぞれの地域に合った支援体制づくりに取り組んでいきます。

■尾花沢市ふれあい福祉相談所・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　住民全般

・内　容　　住民が抱える心配ごと、困り事に対する総合相談事業

〇総合相談：水曜日（祝日を除く）１０時～１４時

〇専門相談：毎月第３水曜日　１０時～１５時

（※法律相談の受付：１３時～１３時３０分）

※法律相談のみ事前の電話予約制となりますので前日までお申し込みください。

※電話相談になる場合があります。

〇常勤相談：月～金曜日（祝日を除く）８時３０分～１７時

（必要に応じて、法律相談などは関係書類を持参してください。）

■たすけあい資金貸付事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　生活困窮世帯

・内　容　　生活困窮世帯への緊急的な生活つなぎ資金の貸付

○貸付限度額：５０，０００円　　○貸付利子　：無利子

○償還期間　：１５ヶ月以内　　○連帯保証人：原則１名

㊖：印鑑（実印）、印鑑証明書（借受人、連帯保証人）

■尾花沢市福祉ネットワーク（福祉隣組）事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　ひとり暮らしの高齢者などで支援が必要な方

・内　容　　集落内のたすけあい活動として実施。具体的支援が必要な要援護者がいる場合は、福祉協力員（集落内ボランティア）を配置して支援活動を行う。

福祉協力員のタイプと活動（4 種類）	
	Ａタイプ：見守り、安否確認、訪問など
	Ｂタイプ：家事援助、玄関先の雪払いなど
	Ｃタイプ：雪下ろし、軒下の除雪など
	地域福祉協力員：民生委員と連携し集落単位での見守りや安否確認、福祉サービスの利用援助等の支援

※各集落の民生委員にご相談ください。

■障がい福祉サービス・・・〔窓口〕社会福祉協議会

ホームヘルパーの派遣

・対象者　　何らかの障がいを抱え、受給者証を持っている方

・内　容　　居宅介護サービス事業

㊖：印鑑

■生活福祉資金貸付事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

・内　容　　対象世帯の安定を図るための資金の貸付け

●総合支援資金・・・①生活支援費　②住宅入居費　③一時生活再建費

●福祉資金・・・・・①福祉費　　②緊急小口資金

●教育支援資金・・・①教育支援費　②就学支度費

●不動産担保型生活資金

※各資金の貸付け条件・貸付限度額が違いますので、窓口または民生委員にお問合せください。

■児童遊び場整備事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　集落単位

・内　容　　集落内の児童の遊び場、広場等の遊具（滑り台、ブランコなど）の設置と補修

【補助率】設置等経費の２分の１（限度額７０，０００円）

㊖：区長の印鑑

■ふれあい・いきいきサロン「なかよしお茶のみ会」推進事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　高齢者、１集落（部落）単位での開催が原則ですが、市内の任意のグループやサークルによる申請も可能

・内　容　　高齢者の交流、親睦の場としてのふれあい・いきいきサロン「なかよしお茶のみ会」を通して、たすけあいのできる地域づくり、福祉のまちづくりを目指します。

【補助率】 助成基準額 （年間）	年１回開催１，２００円×高齢者数（上限は３０人分の３６，０００円） 年２回開催１，６００円×高齢者数（上限は３０人分の４８，０００円） 年３回以上開催２，０００円×高齢者数（上限は３０人分の６０，０００円）
助成対象経費	需用費（消耗品費・食料費・消毒液など感染予防対策に必要な経費）、役務費（切手代など通信費）、使用料及び借上料、交通費、講師謝礼等

㊞：印鑑

■児童生徒ボランティア活動助長事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　市内の学校

・内　容　　福祉の心を育むボランティア活動などを行うときの活動費を助成
〔生徒数により助成金額が異なる〕

■尾花沢市除雪ボランティアセンター活動事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

高齢者等で除排雪が困難な世帯が冬期間も安心して暮らせるようにするため、関係機関、団体等が連携して要援護者世帯の家屋周辺の除雪等を行うボランティアの育成・支援を行う。

■尾花沢市生活自立支援センター・・・〔窓口〕社会福祉協議会

生活困窮者自立支援制度に伴い、尾花沢市生活自立支援センターに相談支援員を配置し、生活の困りごとや不安を抱えている方、社会的に孤立している方の相談を受けて、他の関係機関とも連携しながら具体的な支援プランを作成し自立に向けた支援を行います。

■尾花沢市成年後見センター事業・・・〔窓口〕社会福祉協議会

・対象者　　認知症や知的障がいその他の精神的な障がい等により判断能力が不十分な方

・内　容　　成年後見員制度の周知や、制度利用等の相談・支援を行い、財産管理や身上監護を行います。

おばなざわ

お問合せ先

○尾花沢市役所　　２２－１１１１(代表)

●福祉課　　２２－１１１６(直通)
　社会福祉係　（内線）１７５
　生活福祉係　（内線）１７１・１７２・１７３・１７４
　子育て支援係　（内線）１７６・１７７・１７８
　介護福祉係　（内線）１６１・１６２・１６３

●健康増進課　　２２－１１１８(直通)
　国保医療係　（内線）６２３・６２４・６２５・６２６
　健康指導係　（内線）６２０・６２１・６２２

【住所：尾花沢市若葉町一丁目２番３号】

○尾花沢市社会福祉協議会　　２２－１０９２

【住所：尾花沢市新町三丁目２番５号】

○尾花沢市地域包括支援センター　２３－３６６０

【住所：尾花沢市新町三丁目２番５号】